小地域福祉活動推進事業実施要綱

1、目 的

いま、地域では、災害時などの体制問題などをはじめ、地域で孤立する高齢者や、子どものいじめ問題などさまざまな地域課題が生まれており、その背景には少子・高齢化とともに核家族化や過疎化の進行による近隣関係の希薄化や地域の福祉力の低下があげられています。

ひとり暮らしの高齢者の孤独死などのない社会、子どもからお年寄りまで地域連帯にあられた潤いのある地域社会づくりを進めるためには、地域福祉に対する住民の意識啓発、そして高齢者等にとって、身近な近隣住民による支援活動の展開こそが、これから最も大切になっていきます。

そこで、地域(町内会)における福祉活動や健康を守り高めあう活動の推進を図り、「みんなで支えあい 笑顔で安心して暮らせる ふれ愛の町づくり」を目指すことを目的として社会福祉協議会は地域での事業活動を支援します。

2、活動の推進

- (1) 町内会は、関係機関、団体等との連携を図り福祉活動を推進します。
- (2) 社会福祉協議会は、この活動を推進するため次の事業を行います。
 - ① 町内会が活動に必要とする関係機関・団体との連絡調整に関すること。
 - ② 活動の普及に必要な情報提供に関すること。
 - ③ 町内会に対する活動費の助成。

3、活動の推進主体および実践地域

(1) 推進主体

この活動の推進主体は、各町内会とします。

(2) 実践地域

この活動の実践地域は、各町内会を単位とします。ただし、事業内容によって複数の町内会が合同で活動を実践することは差し支えありません。

4、実践活動内容

交流活動

- ① ひとり暮らし高齢者や障がい者等との会食会、茶話会、交流会 孤独になりがちなひとり暮らしの高齢者、障がい者との触れ合いを深めたり、仲 間づくりを進めるために、会食会、あるいは茶話会を実施し、暖かい人間関係を つくっていきます。一品持ち寄り会食会などもあげられます。
- ② 地域住民と子どもの集い 地域住民と子どもとの交流を通じて、お年寄りの生きがいづくりと子どもに福祉 の心を育んでいきます。

③ ふれあいサロン

町内会館等の集会所を利用して、お年寄りや地域の方々との仲間づくりの場として、みんなが気軽に集まれるような「ふれあいサロン」を実施します。

在宅福祉サービス活動

① 見守り・声かけ・訪問活動

地域の中で孤立しがちなひとり暮らしの高齢者、高齢者を介護する家族、障がい者宅を近隣住民が定期的に訪問し、交流を深めるとともに、日常生活上の相談、安否の確認等を行い、日常生活を支えていきます。

② 除排雪活動

町内会の若い人たちを中心とした除排雪班等の結成により、高齢者夫婦世帯、ひとり暮らしの高齢者、障がい者等を対象に除雪活動を実施し、冬を安心して地域で生活できるようにします。

ネットワークづくり

① 町内会たすけあいチームづくり

町内会の役員、民生委員、近隣の人たちがメンバーになり、ひとり暮らしの高齢者、障がい者等が安心して生活していくため、たすけあいチームづくりをします。

② 緊急時の連絡網づくり

地域のひとり暮らしの高齢者、障がい者等の緊急時に対応するための、連絡網を つくります。

③ 命のバトンサポートづくり

ひとり暮らしの高齢者、高齢者夫婦世帯等に常備している「命のバトン」の定期 的な更新のための、サーポート体制をつくります。

④ 災害図上訓練

災害発生時を想定した図上訓練を実施して、いざという時の要援護者の避難誘導について研修していきます。

※ 具体的事例としては以上のようなものがありますが、実践にあたっては、 社会福祉協議会、民生委員等の社会資源を有効に活用して下さい。 ほかにも多くの活動が考えられますので、この事例にこだわることなく地域の 実情を反映した福祉活動を進めて下さい。

5、留意事項

① 既存の事業であっても、本活動の主旨を盛り込んで実施する事業であること。 ただし、老人クラブ等への助成や金品の贈呈のみの事業は除いて下さい。 事業は毎年継続的に実施される事業であり、活動を行うための基盤整備や組織化が見込まれる事業をお願いします。

6、活動費の助成

- (1) 社会福祉協議会は、本事業の主旨を盛り込んだ事業を実践する町内会に対し、 予算の範囲内で活動費の助成を行います。希望が多い場合は、本事業推進委員会 (地域福祉部会)において協議します。
- (2) 指定地区は、毎年3地区とします。
- (3)活動費の助成限度額は、一地区 20,000円 とします。
- (4) 本事業は、年度内に完了して下さい。

7、事業助成申請

助成金交付申請書(様式1)、事業実施計画書(様式2)予算書(様式3)を社会福祉協議会に提出して下さい。

8、事業助成交付決定

社会福祉協議会は、助成交付申請を受理し協議した後、助成額を決定し通知します。

9、事業活動報告

事業を実施した町内会は、事業終了後、活動報告書(様式4・5号)を社会福祉協議会に提出して下さい。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

	平成	年度	小地域	福祉活動	助推進事:	業助成金	交付申請	書		
							平成	年	月	
羅臼町社会福	祉協議会	長様								
					所在地 団体名 会長名					
上記の	事業に関	し助成金	金の交付	を受けた	こいので	関係書類	を添えて	「申請し	<i>,</i> ます。	
1、事業の目	的および	その概要	要	1						
2、事業の着 着手	手および 平成	完了の ? 年	予定期E 月) 						

完了

金 円

平成

年 月

 \Box

4、添付書類

様式第2号 事業計画書

様式第3号 予算書

第2号様式

平成 年度 小地域福祉活動推進事業実施計画書

①実施予定の取り組み・事業等(予定するもの全てチェックをして下さい。)	
口ひとり暮らしの高齢者・障がい者等との会食会・茶話会・交流会	
口地域住民と子どもの集い	
ロふれあいサロン	
口見守り・声かけ・訪問活動	
口除排雪活動	
口町内会たすけあいチームづくり	
口緊急時の連絡網づくり	
口命のバトンのサポートづくり	
口災害図上訓練	
その他の事業がありましたら自由に記入して下さい。	
()

②実施スケジュール

計 画 項 目 (①でチェックした項目)	具体的計画内容	実施時期	備考

平成 年度 小地域福祉活動推進事業予算書

[収入] (単位:千円)

区分	予 算 額	積 算 内 訳
町社協助成金		
自己資金		
その他		
合 計		

[支出 (単位:千円)

区	分	予算額	積算内訳
合	計		

平成 年度 小地域福祉活動推進事業実績報告書

平成 年 月 日

羅臼町社会福祉協議会長様

所在地 団体名 会長名

ED

小地域福祉活動推進事業による助成金を受け事業を実施しましたので、関係書類を添付の上、報告いたします。

事業内容	実施時期・場所/参加対象者・人員	備	考
		1	
事業の成果等			

平成 年度 小地域福祉活動推進事業決算書

[収入]

(単位:円)

X	分	予	算	額	精	算	額	差	異	備	考
町社協助	成金										
自己資	金										
その	他										
合	計										

[支出] (単位:円)

											117 . 1 27
X	分	予	算	額	精	算	額	差	異	備	考
合	計										

助成金請求書

	平成	年 月	日
社会福祉法人羅臼町社会福祉協議会 会長高橋宏様			
住所			
団体名			
代表者		P	
下記のとおり助成金の請求を致します。			
記			
1. 助成金請求額		<u>円</u>	
〈記入願います〉			
〈指定振込先 〉 指定金融機関 口座番号 口座名			